

## ふるさと市町村圏振興事業特別会計条例

平成2年10月1日  
条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、ふるさと市町村圏事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、ふるさと市町村圏振興事業特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第2条 この会計においては、事業収入、一般会計繰入金、ふるさと市町村圏基金から生ずる収入、借入金および附属諸収入をもってその歳入とし、事業費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。